

令和4年度第1回南魚沼市上下水道審議委員会

令和4年5月26日（木）9：30～11：00

南魚沼市役所 本庁舎 2階 小会議室

出席委員 9名

小野塚昭治、上村博嗣、樋口和人、阿部美知子、駒形純、原澤貢、桑原廣美、川上梨恵子、小宮山睦子

欠席委員 1名

参与 1名

米山信男税理士

上下水道部 7名

(林市長)、内藤上下水道部長、上村水道課長、河邊水道業務係長、斎藤施設主幹、秋山工事主幹、鈴木主任

議 事 錄

【開会】事務局

1. あいさつ（市長）

~~(その後、公務の都合により退席)~~ その後、議事審議のため退席 (R4.9.16 訂正)

2. 議 事

会 長：議事（1）水道事業水道料金改定の審議について事務局から説明願います。

水道課長：資料1「南魚沼市水道事業水道料金改定の審議」により進めます。

上下水道部長：1. 前回の説明について補足（1）水道施設整備の経緯について資料1-1

前回の質疑の中で、現況の水道施設が必要になった経緯とその投資額及び借入金である企業債に関する経過について説明を求められたことから、その背景と実績、高い水道料金の改定経過を説明する。

水道課長：1. 前回の説明について補足（2）経営状況の推移について資料1-2

用語の確認です。審議委員会の資料と議事録は、市のWebページで公開しているので、市民に対する解説も兼ね、必要な用語について説明する。

水道課長：2. 県内20市の水道料金比較表について資料1-3

南魚沼市1か月あたり現行水道料金の20市比較表を提示する。

縦軸は、メータ一口径の大きさと水量を示し、横軸は左側から安い順番で並

べています。なお、表の中で赤い線が示されていると思いますが、この線が20市の平均料金になります。

左端、口径 13 mm で 5~30 m³、20 mm は 20 と 50 m³、黄色南魚沼市が一番右に来ていますので、県内 20 市で一番高額なことがわかります。それぞれ金額を比較すると、メータ一口径が大きい場合の水道料金は、20 市平均値に近く、十日町市よりも安い料金の設定になっています。

この表で示されているとおり、一般家庭で使われている 13 mm、20 mm の負担が大きく、口径が大きくなるごとに、負担が軽くなることを説明する。

会長：水道施設整備の経緯、経営状況の推移、県内 20 市水道料金比較表について、意見や質問はありませんか。

会員：長：今後水道料金を、どのようなバランスで改定をしていく予定ですか。

上下水道部長：料金改定については、新型コロナウイルス感染症の影響もあるため、大口使用者の値上げ部分に配慮が必要であり、値上げの上限は 50% 増までが限界だと考えています。そうすると、家庭用口径の値下げ幅が決まります。家庭用（13 mm、20 mm）については、値上げをせず、少額でも下げたいと思っています。また、家庭用で水道使用量 10 m³以下の使用者について、数百円単位で値下げが出来る予定です。また、10 m³以上の使用者については、数十円程度値下げの予定です。具体的な水道料金については、次に説明をさせていただきます。

会員：長：わかりました。今回の水道料金改定の目的は、水道事業の収入面の改善には繋がらないと考えてよいですか。今回の水道料金改定で土台を整理して、今後料金改定を行っていくことでよいですか。収支の改善ではなく、あくまでも料金体系のバランスを改定することで良いですか。

上下水道部長：今回の水道料金改定は、水道料金収入の総額は上げません。あくまでも、総額の中で、配分方法を変えます。用途別区分から、口径別（大口、家庭用）へ区分を変える料金体系の見直しです。但し、この料金体系は 5 年です。5 年後は収支を確認して、この水道料金体系でいいのか、水道料金改定をしなければならないのか検討します。今後、料金の見直しは、5 年毎に確認していく方針です。

休憩

会員：長：「水道料金算定の手順」の再確認から説明願います。

水道課長：3. 「水道料金算定の手順」の再確認について [資料1-4]

前回の審議で改定する水道料金は、全国的な算定基準である「水道料金算定要領」に従って金額の提案をすることを説明いたしました。

令和5年度からの5年間に、水道料金で賄うべき原価を「総括原価」といいますが、その金額を収支計算書から算出した結果、69億7,928万円が「総括原価額」になり、この額を賄えるように料金を設定することになります。この69億8千万円を分類しながら料金を組み立てていきますが、方法が難しいので資料1-4で料金に至る流れを確認したいと思います。

算出した総括原価の69億8千万円は5年の総額ですが、1年にすると約14億円になります。これは、1年に約14億円の料金収入が必要になると言い換えることが出来ます。

この総括原価を3種類の費用に配分します。

1つ目は、「需要家費」です。料金の徴収に係るメーター検針や集金、法律で定期的に交換しなければならないメーターの購入費などの合計で、配分すると3億4千万円でした。

2つ目は、一番下3段目の「変動費」です。ポンプなどの動力費や薬品費など給水量に比例して増減する費用の合計で、3億3千万円になります。

3つ目は、2段目の固定費です。施設の維持管理費など「総括原価」から1つ目の「需要家費」と2つ目の「変動費」を引いた残り全額で、配分の結果は63億1千万円になりました。

2ページ、総括原価を3種類に配分しましたが、これを「準備料金」と「水量料金」に再配分します。分かりづらいところですが、手順ですので用語よりも流れを確認していただければと思います。再配分により、給水準備に必要な原価である「準備料金」と水量に応じて賦課されるべき原価の「水量料金」に分け、その性質からさらに『基本料金』と『従量料金』の総額を決めて行きます。

配分の結果、「準備料金」35億6千万円、総括原価の51%と、「水量料金」34億2千万円、49%に配分されました。

水道課長：4. 改定水道料金（案）について [資料1-5]

手順により配分された総括原価を具体的な料金として表示していきます。

①総括原価の配分結果を資料1-5 1ページに表示します。

この表は算定要領にもとづいて算定した金額になります。なお、計算過程が消費税抜きで計算してきましたので、ここでは、税抜きの料金を一番右側

に表示します。

13 mm 1,560 円から 100 mm 以上 293,490 円、それぞれ 1 か月の基本料金と 1 m³ の従量料金が 123 円になりました。

2 ページ、分かりやすいように税込みにします。1 番左、現行の水道料金です。13 mm から 100 mm 以上 共通の基本料金 10 m³ まで 2,460 円、従量料金 1 m³あたり 246 円です。1 ページで算定した税込の料金をその横に示しました。

比較すると、基本料金と従量料金でバランスの悪さが目立ちます。その要因と調整方法を中央の茶色の枠に示しました。

結果として、従量料金が安く、基本料金が高くなってしまいますので、次の料金改定の方針に従い、調整を行います。

- ①一般家庭 13 mm、20 mm の使用者は値上げしない。
- ②25 mm 以上については、値上げ率のレベルを合わせ、大口の使用者の負担増加率を平均化する。

この結果、右側に示した調整後の料金表：【基準額】の金額になります。これが、料金改定の基準額になります。

続いて、資料 1-5 3 ページをご覧ください。口径ごとに平均的な使用量で、算定要領の単価で計算した料金と調整後で計算した料金額を比べてみました。メータ一口径 13 mm の月平均使用量は 17 m³ ですが、現行料金は 4,182 円、算定要領のとおりだと 4,011 円、調整後だと 4,147 円になり、算定要領のとおりの単価では改定率は、赤の四角△4.1%、調整後の改定率は緑の四角△0.8%、調整後は現行より月 35 円値下げになります。それぞれ 20 mm、25 mm と 100 mm まで表示しています。

この表のポイントは、赤の四角の料金改定率がバラバラで 20 mm の 43.5% や 100 mm の 6.9% となるところを、改定率を 30% 程度に平均化して調整をしていることが、緑の四角の率を見ていただけるとわかると思います。

比較しやすい 20 市の比較表、資料 1-5 4 ページをご覧ください。調整後の単価で、再度作成してみました。現行料金の比較表よりも南魚沼市が右側に寄りました。大きい口径でも南魚沼市の料金が高くなつたことがイメージできます。但し、資料 1-3 と比較するとわかりますが、13 mm と 20 mm の使用者は値下げになっています。そして、今まで負担の小さかつた大口の使用者の料金が上がつたことにより、偏った負担が改善され、平均的に負担を求めるように変わっています。

今日の審議は、料金の基準となる単価を提示するところまできました。今後、料金改定の基本方針である値上がり緩和措置の検討やリゾートマンションの料金などの調整を加え、次回の審議につなげていきたいと思います。以上で資料の説明を終わります。

水道課長：5. 審議委員会のスケジュールを説明する。資料1

審議進み方で、回数を増やす必要があるか次回決めて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長：「水道料金算定の手順」の再確認、改定水道料金（案）について、審議委員会のスケジュールについて、意見や質問はありませんか。

米山税理士：水道料金算定の手順の総括原価配分方法の表で、準備料金が51%、水量料金が49%となっていますが、これが全国で決められた率ということですか。それとも、南魚沼市の総括原価計算をしたら、その率になったということですか。

水道課長：水道料金算定要領に従い、南魚沼市の5年間の総括原価をそれぞれ分けたら、準備料金が51%、水量料金が49%という結果となりました。算定要領で率が決められているわけではありません。

米山税理士：わかりました。そうすると、総括原価の表の固定費をどちらに区分するかがポイントになると思いますが、そこが課題になるのですか。

水道課長：総括原価の表の固定費についても算定要領でルールがあります。表の真ん中の部分ですが、固定費も内容によって準備料金及び水量料金に区分するルールになっています。

上下水道部長：補足説明をします。水道料金に基本料金と、従量料金があります。基本料金は、口径毎に水道の使用にかかわらず、料金をいただくものです。また、従量料金は、水量毎に単価をかけて計算した金額のため、水量に応じた収入となります。われわれ事業者からすると、基本料金にウエイトを置くと、毎月決まった水道料金の収入を得ることができ、安定した経営をすることができますが、水道事業を経営する上では、本来の姿から少しずれてしまいます。水道料金とは、あくまでも使用した分の水道料金をいただくことです。このため、従量料金にウエイトを置く方が、本来の水道の姿であるため、このバランスをしっかりと考えていくことが重要です。

会長：今回の料金改定は、料金体系を変更するがこれは暫定的なもので、将来的に

は、算定要領に基づき、総括原価の準備料金を51%へもっていきたいということですか。

上下水道部長：総括原価の準備料金の率が51%で、半分を基本料金にあてていることになっていますが、将来的にはそこまでは考えていません。率としては、30%～40%程度が適当と考えています。

会長：全体的には、水道事業を維持するだけの料金は変わらないと思います。その中で基本料金と、従量料金の比率を変えるということだと思います。暫定措置をとっている期間の中で、収支のバランスが崩れるということはないでしょうか。また、水道料金改定に伴い、口径25mmから20mmへの変更は考えられませんか。

水道課長：水道料金改定に伴い、口径25mmの水道料金が値上げになります。口径25mmの使用については、旅館などの宿泊施設が多いです。今後、25mmから20mmに変更する使用者の方も増えると予想しています。また、家の中の給水装置という扱いなので、口径変更の工事は使用者負担となります。

上下水道部長：これから行う料金改定は、これから5年間の水道料金です。この5年間の基本となる料金体系は、先ほど示した基本型になります。しかし、大口使用者は、値上げ幅が大きいため、その値上げ幅をもう少し小さく出来るか検討していますし、今の使用状況にあった料金体系の仕組みを作っていると考えていただければと思います。

次の5年は、水道料金の算定を再計算しますので、基本料金、従量料金のバランスを含め変更になる場合もあります。

会長：水道事業は基本的には、水道法に沿って行っていると思います。そういう面で、口径別の料金体系に改革をしていることだと思います。その上で、水道を商品として考えると、値上げの検討をしなければならないところ、値上げではなく、基準に沿って業務を行うことは、非常に良いことだと思います。

米山税理士：次回、現在と、料金改定後の口径毎の個数及び、水量の表があると比較しやすいと思いますので、作成をお願いします。

水道課長：わかりました。次回準備します。

会長：ほかに意見や質問はありませんか。

委員：「なし」

会長：今日の審議は終了します。

上下水道事業審議委員会を閉会

以上